

家庭用暖房料金契約

[個別約款]

平成29年4月1日 実施

日本瓦斯株式会社

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 契約の締結	1
4. 料金	2
5. 契約の変更または解除	2
6. 精算	2
7. 設置確認および解約等	3
8. その他	3
付則 1. 実施の期日	3
(別表)	4

1. 用語の定義

本個別約款において使用する用語の定義は次の通りといたします。

- (1) 「家庭用暖房料金契約」とは、一般ガス供給約款（基本約款）及び本個別約款に基づきお客さまと当社との間で締結する自由料金契約をいいます。
- (2) 「ガス温水暖房機」とは、エネルギー源としてガスを使用する熱源機で作った温水を利用して暖房を行う機器のことをいいます。
- (3) 「ガス燃焼暖房機」とは、エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器のことをいいます。
- (4) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用する設備がない住宅をいい、「併用住宅」とは店舗・作業場・事務所など業務に使用する設備と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。

2. 適用条件

次のいずれかの条件に該当するお客さまが、家庭用暖房料金を希望される場合に適用致します。

- (1) ガス燃焼暖房機を専用住宅または併用住宅においてご利用のお客さま
- (2) ガス温水暖房機を専用住宅または併用住宅においてご利用のお客さまで、給湯能力が30kW以上の給湯暖房熱源機または給湯能力が30kW以上の給湯熱源機を設置しており、一の需要場所のメーター号数が16.0立方メートル毎時以下である場合

3. 契約の締結

- (1) 本個別約款にもとづく契約（以下「本契約」といいます）の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (2) 本契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日を起算日として、以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスを使用開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は、使用開始日から、その翌日以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針

日までといたします。

- ② 契約期間満了日以前に解約の申し込みがない場合、本契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで継続するものとし、以後これにならうものといたします。

(4) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約または一般料金契約（個別約款）への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約または他の個別約款にもとづく契約への申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改装等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(5)において同じ）。

(5) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の個別約款にもとづく契約への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

(6) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）の料金を、当該契約に適用されるそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

4. 料 金

当社は、別表の料金表（料金表の基本料金、基準単位料金又は一般ガス供給約款（基本約款）20の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

5. 契約の変更または解除

(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合は、契約期間中であっても、双方協議して本契約を変更または解除することができるものといたします。

(2) 当社またはお客さまに契約違反があった場合（2の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、契約期間中であっても相互に契約を解消できるものとします。

6. 精 算

2の条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって精算させていただきます。この場合の精算額は、一般料金契約（個別約款）に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額とさせていただきます。

7. 設置確認および解約等

- (1) 当社は、ガス温水暖房機またはガス燃焼暖房機が設置・所有されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、機器の設置・使用場所への立ち入りを承認していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社は本契約の申し込みを承諾しない、または本個別約款を解約することといたします。
- (2) ガス温水暖房機またはガス燃焼暖房機を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、ガス温水暖房機またはガス燃焼暖房機を取り外した場合は、本契約を解約したものとみなし、解約日以降は一般料金契約（個別約款）を適用致します。

8. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款（基本約款）を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

平成29年4月1日からといたします。

(別表)

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから15立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が15立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用致します。

2. 料金表A (消費税相当額を含みます)

(1) 基本料金

1ヶ月およびガスメーター1個につき	739.80円
-------------------	---------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	258.34円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに一般ガス供給約款(基本約款)20の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表B (消費税等相当額を含みます)

(1) 基本料金

1ヶ月およびガスメーター1個につき	1,219.32円
-------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	226.37円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに一般ガス供給約款(基本約款)20の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表C (消費税等相当額を含みます)

(1) 基本料金

1ヶ月およびガスメーター1個につき	4,334.04円
-------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	122.56円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに一般ガス供給約款(基本約款)20の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。